

*北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次	ページ
規 則	
○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則..... (農業経営課)	1
告 示	
○救急病院及び救急診療所の申出の撤回..... (医療政策課)	1
○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正..... (医療政策課)	1
○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業支援課)	2
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	2
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	3
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	3
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路課)	3
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	4

規 則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第71号
北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
北海道農業近代化資金利子補給規則(昭和37年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。
第2条の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第479号
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。
なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。
平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 札幌医科大学附属病院(札幌市)
- 札幌北脳神経外科(札幌市)
- 札幌外科センター医院(札幌市)
- 夕張市立総合病院(夕張市)
- 医療法人社団すみ整形外科医院(江別市)
- せたな町立大成国民健康保険病院(せたな町)
- J A北海道厚生連上湧別厚生病院(上湧別町)
- 医療法人孝仁会新しくしる病院(釧路町)

北海道告示第480号
昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。
平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌市の項札幌医科大学附属病院の事項中「札幌市中央区南1条西16丁目 平成21. 9. 30」を「札幌市中央区南1条西16丁目291番地 平成22. 6.30」に改め、同項中「札幌北脳神経外科 札幌市北区新琴似6条17丁目7番10号 平成21. 9.30」を「医療法人社団北匠会札幌北脳神経外科 札幌市北区新琴似6条17丁目7番10号 平成22. 6.30」に改め、同項札幌外科センター医院の事項を削り、同項手稲溪仁会病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改め、同項医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。
旭川市の項医療法人社団杏仁会大雪病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。
室蘭市の項日鋼記念病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改め、同項中「医療法人社団医修会大川原脳神経外科病院 室蘭市寿町1丁目5番2号 平成19. 6.30」を「大川原脳神経外科病院 室蘭市寿町1丁目5番2号 平成22. 6.30」に改める。
帯広市の項医療法人社団博愛会開西病院の事項中「帯広市西23条南2丁目16-27 平成19. 6.30」を「帯広市西23条南2丁目16番地27 平成22. 6.30」に改める。

夕張市の項を削る。

岩見沢市の項医療法人北翔会岩見沢北翔会病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。

江別市の項医療法人社団すみ整形外科医院の事項を削り、同項医療法人社団親寿会池永クリニクの事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。

恵庭市の項医療法人社団我汝会えにわ病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。

石狩市の項医療法人石狩南病院の事項中「医療法人石狩南病院」を「医療法人共生会病院」に改め、同項医療法人社団佐々木整形外科医院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。

木古内町の項木古内町国民健康保険病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。

八雲町の項八雲総合病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。

せたな町の項せたな町立大成国民健康保険病院の事項を削り、同項せたな町立北檜山国保病院の事項中「せたな町立北檜山国保病院」を「せたな町立国保病院」に改める。

常呂町の項を削る。

丸瀬布町の項を削る。

上湧別町の項J A北海道厚生連上湧別厚生病院の事項を削る。

芽室町の項公立芽室病院の事項中「平成19. 6.30」を「平成22. 6.30」に改める。

釧路町の項を削る。

北海道告示第481号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成19年6月25日、浦河町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第482号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(中原地区経営体育成基盤整備(農業用排水、区画整理))事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道石狩支庁に備え置いて、平成19年7月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをするこ

とができる。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第483号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 河東郡音更町字東和西二線21の3、字東和西三線14の2・14の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、8の2、10の2、12の2、16の1、18の2、20の1、22の1、22の6
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第484号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字美国町字船瀬119の1・918の1・918の2・字大沢1015の1・1250の2・1461(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア) 主伐は、択伐による。
- イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 積丹郡積丹町大字幌武意町14の1・14の2・14の4・15の4・42の1・239の1・335 (以上7筆について次の図に示す部分に限る。)
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア) 主伐は、択伐による。
- イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁産業振興部林務課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第485号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 茅部郡森町字駒ヶ岳164の4、166の9、172の9、228の3、228の9、228の13、231の12、231の24、231の26、231の27、231の50、231の52、231の54
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

北海道告示第486号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業

要件を変更する予定である。

平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 野付郡別海町(次の図に示す部分に限る。)の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道根室支庁産業振興部林務課及び別海町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第487号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成19年7月3日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 岩内洞爺線
- 3 道路の区域
- | 区 | 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | 延 長 | 国道等との重複区間 |
|-------------------------------------|---|--------|------------------|---------|-----------|
| 虻田郡真狩村字真狩63番1地先から虻田郡真狩村字真狩49番18地先まで | | 前 | 20.00mから34.00mまで | 350.00m | |
| | | 後 | 18.00mから33.50mまで | | |
| | | 前 | 20.00mから34.00mまで | 350.00m | |
| | | 後 | 18.00mから41.00mまで | | |

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第91号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成19年7月3日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

警察官(男性)用冬服上衣 1,493着

警察官(男性)用冬服ズボン 2,441本

警察官(男性)用冬帽子 1,226個

警察官(男性)用冬活動帽 888個

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期限 平成19年11月16日

(4) 納入場所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

(4) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。

(5) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成19年7月3日から8月7日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成19年8月17日 午前9時30分(送付による場合は、平成19年8月16日までに必着)

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、3の(1)のウに申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>)において閲覧・印刷することができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次に よる。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道警察本部総務部会計課

(2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

a Male police officer's winter clothes jackets, 1,493 pieces

- b Male police officer's winter trousers, 2,441 pieces
 - c Male police officer's winter hats, 1,226 pieces
 - d Male police officer's winter hats, for activity 888 pieces
- B Bid tendering time and date : 9 : 30 A. M., August 17, 2007
(in case of mail, the necessary documents must be reached by August 16)
- C For further information, please contact: Finance Division, General Affairs
Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,
Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2236
-

正 誤

平成19年6月22日(第1883号)

北海道告示第461号(道営土地改良事業の工事の完了)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
60	右	11
誤	つくも西	
正	つくも南	

平成19年6月22日(第1883号)

北海道上川支庁告示第42号(特定調達契約に係る入札の公告)中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
61	左	25
誤	A・G・ <u>1</u> W	
正	A・G・ <u>2</u> W	
61	左	26
誤	<u>A</u> ・G・1W	
正	<u>S</u> ・G・1W	

